

令和7年度介護ロボット導入支援事業費補助金 事業概要（案）

※事業概要の内容については、国資料ベースであり、今後、道要綱等の制定において変更となる可能性があります。

1. 対象事業所

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する介護サービス事業所
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム **【追加】**

2. 事業区分

※国の区分変更により、「介護ロボット」と「ICT」は、「介護テクノロジー」に統合。 **【変更】**

事業区分	概要																				
①介護テクノロジー ※令和6年度は 「介護ロボット」と 「ICT」	厚生労働省が定める「介護テクノロジーの重点分野（9分野16項目）」に該当し、「福祉用具システム（TAIS）」で介護テクノロジー（※1）として選定されている機器。 【変更】 なお、機器等の導入に付帯する経費（Wi-Fi 環境整備に係る経費や、パソコン・タブレット端末など）は、主となる機器と併せて導入する場合に限り、補助対象となる。 【変更】																				
	<table><tr><th>介護テクノロジー重点分野</th><th>機器等の例（福祉用具システム（TAIS））</th></tr><tr><td>移乗支援（装着／非装着）</td><td>マッスルスーツ、電動リフト など</td></tr><tr><td>移動支援（屋内／屋外／装着）</td><td>歩行車、歩行支援ロボット など</td></tr><tr><td>排泄支援（排泄物処理／排泄予測・検知／動作支援）</td><td>排泄物処理便座、排泄予測センサー、トイレリフト など</td></tr><tr><td>見守り・コミュニケーション（施設／在宅／コミュニケーション）</td><td>ベッドセンサー、見守りカメラ、コミュニケーションロボ など</td></tr><tr><td>入浴支援</td><td>ベッド用シャワー、入浴用電動ストレッチャー、バスリフト など</td></tr><tr><td>介護業務支援（介護ソフト含む。（※2））</td><td>介護業務支援ソフトウェア など</td></tr><tr><td>機能訓練支援</td><td>歩行訓練ロボット、レクリエーションロボ など</td></tr><tr><td>食事・栄養管理支援</td><td>嚥下管理センサー など</td></tr><tr><td>認知症生活支援・認知症ケア支援</td><td>生活リズムに合わせた呼びかけ（自動音声） など</td></tr></table>	介護テクノロジー重点分野	機器等の例（福祉用具システム（TAIS））	移乗支援（装着／非装着）	マッスルスーツ、電動リフト など	移動支援（屋内／屋外／装着）	歩行車、歩行支援ロボット など	排泄支援（排泄物処理／排泄予測・検知／動作支援）	排泄物処理便座、排泄予測センサー、トイレリフト など	見守り・コミュニケーション（施設／在宅／コミュニケーション）	ベッドセンサー、見守りカメラ、コミュニケーションロボ など	入浴支援	ベッド用シャワー、入浴用電動ストレッチャー、バスリフト など	介護業務支援（介護ソフト含む。（※2））	介護業務支援ソフトウェア など	機能訓練支援	歩行訓練ロボット、レクリエーションロボ など	食事・栄養管理支援	嚥下管理センサー など	認知症生活支援・認知症ケア支援	生活リズムに合わせた呼びかけ（自動音声） など
	介護テクノロジー重点分野	機器等の例（福祉用具システム（TAIS））																			
	移乗支援（装着／非装着）	マッスルスーツ、電動リフト など																			
	移動支援（屋内／屋外／装着）	歩行車、歩行支援ロボット など																			
	排泄支援（排泄物処理／排泄予測・検知／動作支援）	排泄物処理便座、排泄予測センサー、トイレリフト など																			
	見守り・コミュニケーション（施設／在宅／コミュニケーション）	ベッドセンサー、見守りカメラ、コミュニケーションロボ など																			
	入浴支援	ベッド用シャワー、入浴用電動ストレッチャー、バスリフト など																			
	介護業務支援（介護ソフト含む。（※2））	介護業務支援ソフトウェア など																			
	機能訓練支援	歩行訓練ロボット、レクリエーションロボ など																			
食事・栄養管理支援	嚥下管理センサー など																				
認知症生活支援・認知症ケア支援	生活リズムに合わせた呼びかけ（自動音声） など																				
※1 福祉用具情報システム（TAIS）で介護テクノロジーとして選定された機器 「福祉用具情報システム（TAIS）」（（公財）テクノエイド協会）で介護テクノロジーとして選定された機器が補助対象（ https://www.techno-tais.jp/ ）																					
※2 対象となる介護ソフト ①介護業務を支援するソフトウェアであって、「記録業務」「情報共有業務」「請求業務」を一気通貫で行うことが可能であること。 ②介護記録等のデータは、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力ができる機能を備えていることが望ましい。																					
居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が申請する場合は、③及び④も満たすこと。 【追加】																					
③ケアプランデータ連携標準仕様に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること。 【追加】 ④ケアプランデータ連携システムの活用促進のためのサポート体制が整っていること。 【追加】																					
②道が認める機器 上記「①介護テクノロジー」に該当しないが、道が介護サービスの質の向上につながると判断した機器。 例）「福祉用具システム（TAIS）」に登録されていない機器、バックオフィスソフト など。																					
③介護テクノロジーのパッケージ型導入 重点分野「介護業務支援」に該当する機器等を導入し、連動することで効果が高まる機器等を導入する場合に対象。 【変更】 例）「介護業務支援」に該当するソフトウェア + 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 「介護業務支援」に該当する複数の機器 など																					
④業務改善支援 「4 補助要件」の「コンサルティング会社等による業務改善支援」、「介護生産性向上総合相談センターへの相談支援」に要した費用を対象																					

3. 基 準 額

事業区分	概 要	
①介護テクノロジー	◆重点分野「介護業務支援」に該当するソフトを除く。	
	区 分	基 準 額
	重点分野「移乗支援」「入浴支援」に該当する機器（1台あたり）	100万円
	上記以外の機器	30万円
	◆重点分野「介護業務支援」に該当する介護ソフトの場合。【変更】	
	区 分	基 準 額
	・職員数に応じてライセンス料等が変動する場合	
	職員数 1名以上10名以下	100万円
	職員数 11名以上20名以下	150万円
	職員数 21名以上30名以下	200万円
②道が認める機器	職員数 31名以上	250万円
	・職員数に応じてライセンス料が変動しない（ライセンス料固定）の場合	
	250万円	
	◆機器1台あたりの補助上限額	
	基 準 額	
	100万円	
	◆1事業所あたりの補助上限額	
	区 分	基 準 額
	職員数（仮）	
	職員数 1名以上10名以下	100万円
③介護テクノロジーの パッケージ型導入	職員数 11名以上20名以下	150万円
	職員数 21名以上30名以下	200万円
④業務改善支援	職員数 31名以上	250万円
	基 準 額	
	48万円	

4. 補 助 要 件

- ① 全事業所は、必ず以下のいずれかを実施すること。
 - ア コンサルティング会社等による業務改善支援
 - イ 介護生産性向上総合相談センターへの相談支援等の活用
- ② 施設系・居住系サービス事業所については、令和7年度内に「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない）」を設置すること。【追加】
- ③ 通所系・訪問系・居宅系サービス事業所については、令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。【追加】
- ④ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること
- ⑤ 原則、科学的介護情報システム（LIFE）への登録を行うこと。